

大野城市防災行政無線戸別受信機貸与申請書

年 月 日

大野城市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

附属設備の設置場所の所有者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

防災行政無線戸別受信機の貸与を受けたいので、大野城市防災行政無線戸別受信機貸与要綱（令和 年要綱第 号。以下「要綱」という。）第4条の規定により、次のとおり申請します。

また、戸別受信機の貸与を受けるに当たっては、以下の事項を遵守するとともに、附属設備の設置が必要なときは、附属設備の設置工事を行うことに同意します。

○申請者の遵守事項

- ①戸別受信機の適正な管理に努めること。
- ②戸別受信機の維持管理に要する費用を負担すること。
- ③故意又は重大な過失により戸別受信機が故障した場合の修理等に要する費用を負担すること。
- ④戸別受信機に異常を認めたときは、直ちにその旨を市長に報告し、その指示に従うこと。
- ⑤戸別受信機を放送の受信以外の目的に使用し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- ⑥次のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく大野城市防災行政無線戸別受信機返却届（様式第3号）を市長に提出し、戸別受信機を市に返却すること。
 - (1) 要綱第2条に規定する対象者でなくなったとき。
 - (2) 戸別受信機が不要となったとき。
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市長が特に返却の必要があると認めるとき。
- ⑦戸別受信機（附属設備を含む。）を移設し、又は撤去する場合の費用（附属設備の設置場所の原状回復に要する費用を含む。）を負担すること。

市処理欄

管理番号		受付日	年 月 日
備品番号		貸与日	年 月 日
附属設備	無 ・ アンテナ ・ その他 ()		
処理確認者			
備考			